

登録左官基幹技能者更新のご案内

資格を更新される方

登録左官基幹技能者



日左連キャラクター

「さかん君」

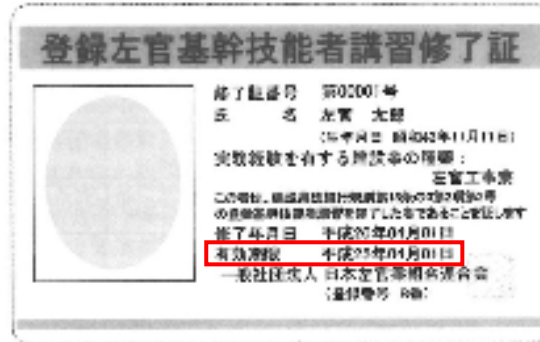
この講習は建設業法施行規則に基づき実施する講習です。

(一社) 日本左官業組合連合会

(国土交通大臣登録(第8号) 登録基幹技能者講習機関)

登録左官基幹技能者の資格更新について

登録左官基幹技能者資格の有効期限は5年となっており、有効期限の延長（5年）には、更新手続きが必要となります。有効期限内に更新手続きをされない場合は、資格が失効となりますので、ご注意ください。



1. 更新対象者

登録左官基幹技能者講習修了証に記載される有効期限が、以下の者が対象となります。

有効期限：平成 年 月 日

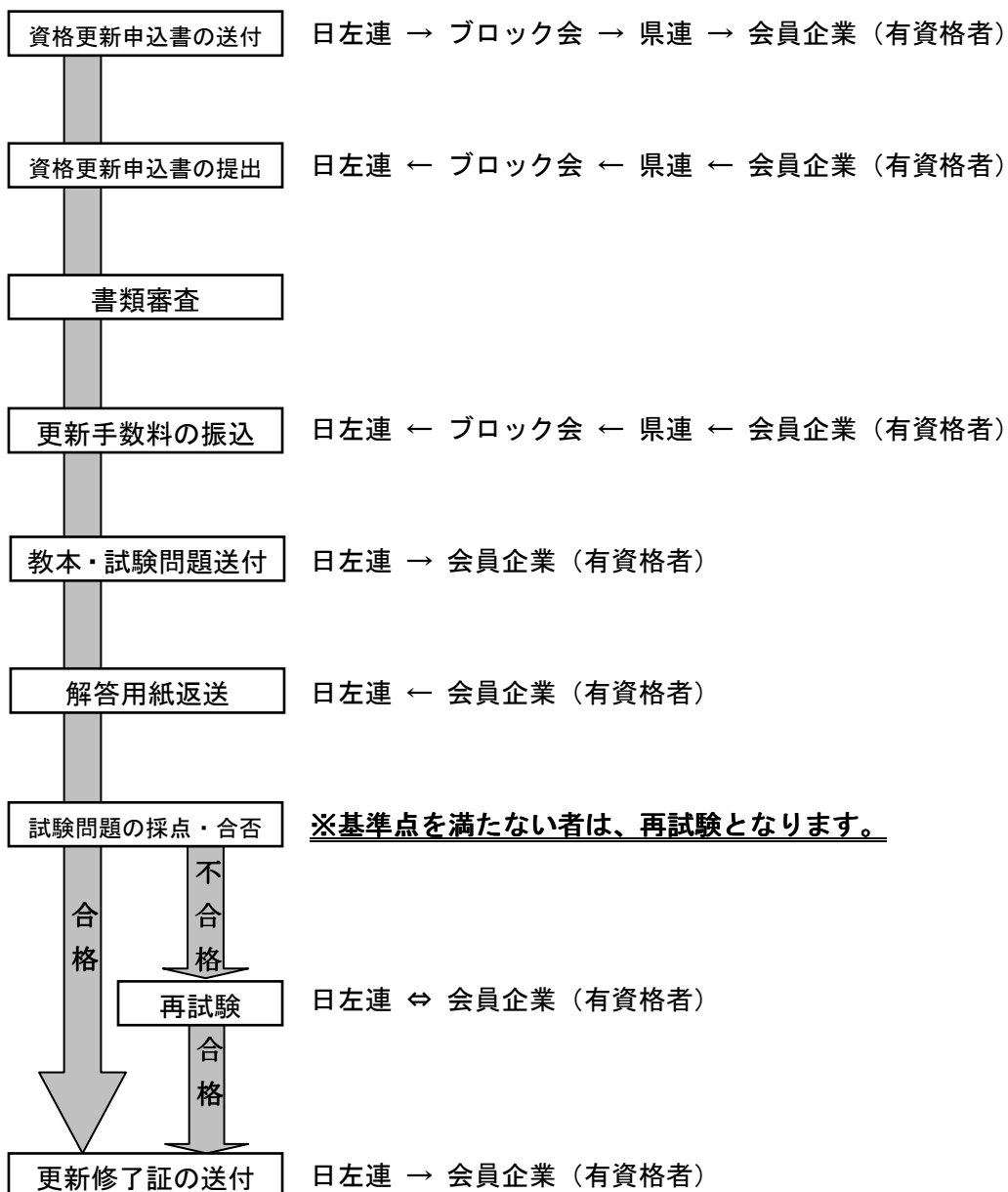
2. 更新申請の受付と失効

- (1) 講習修了証に記載されている有効期限の1年前から受け付けを開始することができる。
- (2) 講習修了証の有効期限を経過した場合、6ヶ月以内に限り更新講習の受講の申請を受け付けます（理由書が必要となります）。
((1)(2)の講習修了証の有効期限は、前回修了証の有効期限の翌日から起算して5年間となります。)
- (3) 講習修了証の有効期限経過後6ヶ月以上1年以内に更新講習の受講の申請があった場合は、当該年度に実施される直近の認定講習（講義は免除）を受講し、試験の結果が基準点に達した場合、講習修了証を発行いたします。その際の受講料は、認定講習の受講料に基づきます。
((3)の講習修了証の有効期限は、新たな修了年月日より5年間となります。)
- (4) 有効期限を1年以上経過した方は失効となります。

3. 更新手続きの流れ

日左連会員企業の方は所属県連を通してお申し込みください。

※申込み手続きはブロック会にてお取りまとめください。



4. 必要書類

1	更新講習申込書	<p>様式2 および様式2別紙1～3（両面印刷）に記入、押印、顔写真・登録左官基幹技能者資格証の写し・受講料振込領収書の貼付け （顔写真） 5 cm×5 cmを2葉（写真は上半身無帽、無背景で申請3ヶ月以内に撮影したもの、写真裏に所属会社及び氏名を記入） ※講習申込書に1葉貼付け</p>
2	資格証明書類 （A4版）	<p>当初講習時に求められた国家資格等の資格を証する書面の写し</p> <p>① 1級左官技能士 ② 1級建築施工管理技士 ③ 2級建築施工管理技士（仕上げ） ④ 職業訓練指導員（左官職種） ⑤ 優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター）など</p> <p>職長・安全衛生責任者教育修了証（労働安全衛生法60条）の写し、又は、事業主以外の元請の建設業者による証明書類</p>
3	実務・職長経験証明書	<p>様式2の1に記入、受講者押印及び所属会社等の証明、押印 ※受講者が事業主の場合は、誓約書を求める</p>
4	申請遅延理由書	<p>様式2の4登録左官基幹技能者講習事務規程第43条にも基づく講習修了証の有効期限が経過した場合は、提出してください。</p>
5	返信用封筒 （受講票送付用）	<p>長3型（119mm×234mm）定型封筒に90円切手を貼り、受講者の宛名を記載（受講者又は所属企業の住所、氏名又は企業名）注：日左連会員は必要ありません。</p>

※書類に不備がある場合は、更新手続きができない場合があります。

（1）申込方法

角2封筒（A4用紙用）に受講申込書等を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法（書留、配達記録など）で郵送してください。（封筒の前面左下に「登録左官基幹技能者講習申込書 在中」と明記のこと。）

（2）申込期限

平成 年 月 日（必着）

5. 更新手数料

5,250円（消費税込）※テキスト代・修了証発行費用が含まれます。

※振込手数料は振込人の負担です

※受講料はお返しいたしません。

6. テキストおよび試験問題

- ・テキスト 登録基幹技能者共通テキスト、登録左官基幹技能者講習テキスト
- ・試験問題 25問（四肢択一式） 合格基準60点以上

※試験問題は、「基幹技能者共通テキスト」「登録左官基幹技能者講習テキスト」の他に、「左官施工法2013（4,000円）」からも出題されます。お買い求めになる場合は、日左連ホームページからご注文ください。

<http://www.nissaren.or.jp/category/infor/books>

7. お問い合わせ

一般社団法人 日本左官業組合連合会

〒162-0841 東京都新宿区払方町25-3

TEL 03-3269-0560 FAX 03-3269-3219